

令和3年12月28日

【照会先】

熊本労働局労働基準部労災補償課  
労災補償課長 濱野 裕一  
労災管理調整官 菅 義明  
(電話) 096-355-3183

## 新型コロナウイルス感染症の労災補償における 取扱いについて

業務により新型コロナウイルスに感染した場合には労災保険給付の対象となります。また、症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も労災保険給付の対象となります。

労働基準監督署では、感染経路が特定できない場合であっても、個別の事案ごとに業務との関連性を調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断しています。

労災請求はあくまで労働者本人からの請求行為であり、事業主からの承認を得てなされるものではないことから、事業主から請求書に証明が得られない場合や業種・職種を問わず、業務により新型コロナウイルスに感染したものと考えられる場合には、積極的に熊本労働局若しくは最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

- 資料1：[新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に係るリーフレット](#)
- 資料2：[新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に係るQ&A](#)
- 資料3：[新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に係る労災認定事例](#)